

第8講

我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性

平成 29 年 4 月に「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」がデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会より提言された。この新たな提言で新たに追加されたデジタルアーカイブの考え方について考える。

【学習到達目標】

- ・デジタルアーカイブ社会について説明できる。
- ・オープンなデジタルコンテンツの必要性について具体例を挙げて説明できる。

我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性



1. デジタルアーカイブ推進の方向性

様々なコンテンツ¹をデジタルアーカイブ化していくことは、文化の保存・継承・発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる重要な取組であり、欧米諸国を中心的に積極的に推進されている。デジタル時代における「知るため・遺すため」の基盤として、場所や時間を超えて書籍や文化財など様々な情報・コンテンツにアクセスすることを可能とする他、分野横断で関連情報の連携・共有を容易にし、新たな活用の創出を可能とするものである。

デジタルアーカイブの活用の対象としては、観光、教育、学術、防災などの様々な目的が考えられる。こうした活用を通じて、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の循環を持続的なものとし、その便益を「アーカイブ機関」²を通じて国民のものとしていくことで、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要である。

我が国においては、2000 年代前半から、書籍、公文書や文化財等の分野ごとに、デジタルアーカイブの構築が進められており、一定の充実を見つつある。一方で、分野横断的なアーカイブの連携に関する取組や海外発信を含めたその利活用について検討の遅れが指摘されている。

このような状況下、我が国として、デジタルアーカイブの構築とその利活用を促進するため、「知的財産推進計画 2015」において、①アーカイブ間の連携・横断の促進、②分野ごとの取組の促進、③アーカイブ利活用に向けた基盤整備という総合的な取組の推進計画が示された。

この計画に基づき、デジタルアーカイブの実務的課題と対応策の検討を図るとともに、関係府庁・実務者による連携を強化するため、平成 27 年 9 月、内閣府にて、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会」及び「実務者協議会」が設置された。

2. 報告書の目的と構成

本報告書は、関係省庁等連絡会及び実務者協議会での検討を踏まえ、我が国におけるデジタルアーカイブの構築とその利活用促進に関する実務的課題に対する推進の方向性を示すものである。

まず序章として、デジタルアーカイブの意義、メリットの説明として、デジタルアーカイブ社会のイメージを紹介した。第 1 章では、デジタルアーカイブを取り巻く諸外国及び日本の現状、並びにそれらを踏まえた日本の課題を説明した。第 2 章では、本報告書にて提言する我が国におけるデジタルアーカイブ推進の在り方の全体像を示したのち、そのために「アーカイブ機関」に求められる役割、地域・分野のコミュニティをとりまとめる「つなぎ役」³に求められる役割を示した。第 3 章では、今後の国の取組の方向性を示し、最後に、第 4 章として、今後検討を深めるべき残された論点について触れた。

なお、ここでいう「デジタルアーカイブ」とは、様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいい、デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル/プレビュー」のほか、（アナログ媒体の資料・作品を含む）コンテンツの内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」も対象としている。

3. デジタルアーカイブ社会

デジタルアーカイブは、未来の利用者に対して、過去及び現在の社会的・学術的・文化的資産がどういったものかを示す、永く継承されるべき遺産であるとともに、その国・地域の社会・学術・文化の保存・継承や外部への発信のための基盤となるものである。アーカイブの共有と活用を意識した基盤があれば、そこにある各種データを有効に用いることで、教育・防災目的での活用や、観光利用によるインバウンド効果、データに付加価値をつけたビジネス利用、地域情報を用いた地方創生、データ共有による研究活動の活性化など、様々な活用に結びつき、新たな経済的価値を創出し、イノベーションを推進するものにもなる。

また、多様なコンテンツへのアクセスがどこからでも可能になることは、地域間格差の社会的課題の解決にも資する。こうした基盤を構築することは、国の戦略としても重要な取組であり、特に、公的機関がデジタルアーカイブに取り組むことが社会的責務として求められている。



図1 デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)

デジタルアーカイブの利用者にとって、デジタルアーカイブを活用し、好きなときに、好きな場所から多種多様な情報・コンテンツへのアクセスが可能となる。例えば、学校で教育コンテンツとして利用したり、大学等の研究機関で研究データとして扱ったり、ビジネスにおいて素材データとして活用し商品化するといったことなどが考えられる。さらに、多種多様なコンテンツのメタデータを用いて特定の目的に特化したプラットフォームやサイト、アプリを別に立ち上げることが可能となるうえ、例えば、地方の伝承と文化財、書籍やテレビ番組、マンガ・アニメ等を組み合わせた情報発信など、複数分野のデジタルアーカイブにある各種データの組合せによって新しい価値を発現できるようになるであろう。



図2 アーカイブ機関のメリット

また、複数のアーカイブ機関が発信しているメタデータ等を集約して新たなサービスを提供した場合、メタデータ等が新しいサービスでどのようにどれだけ利用されたかの情報は、その分野・業界において有用なデータになる（例えば、公共図書館の所蔵情報検索サービスの利用ログ情報は、出版社・書店にとっては経営分析に、図書館にとっては選書・除籍調査に役立っている。）。

アーカイブ機関にとっては、様々なアクセスルートが確保されるため、利用者からの発見可能性が高まり、実際の来館数の増加、国内外からのネットワー

クを通じたアクセスの増加が期待される。ネットワークを通じたアクセス増によって、その価値が社会的に再確認され、実物の保存の重要性についても認識が進むと考えられる。

また、展示会やイベントにおいて、他分野の多様なデータを活用した、新たな展開が容易になり、デジタルコンテンツの公開と先端的なウェブサービスの利用、原物の所蔵品の展示とのコラボレーションなど、活用の幅が広がることも期待される。

例えば、博物館・美術館の収蔵品の貸借において、メタデータ等の共有を通じて、画像の提供や作品サイズ等の確認などが可能となるなど、業務の効率化にもつながるものである。こうした効果は、書籍等分野では図書館間貸出し・複写において実現済みである。

また、コンテンツの二次利用の条件を明示すれば、それに関する取材、報道、研究や教育、ビジネスへの応用などへの展開も容易となる。さらに、コンテンツの自由な二次利用を認めるオープン化を進めれば、デジタルアーカイブで提供されるデータを第三者が活用した、社会的・学術的・文化的側面から付加価値の高いサービス・情報の提供が可能になり、データを提供している元のアーカイブ機関の価値も同時に高まることにつながる。

【研究課題】

デジタルコンテンツのオープン化と著作権はどうしても利害が衝突する。

デジタルアーカイブ社会においてオープンデータ化はなぜ必要で、そのために著作権をどのように改正する必要があるかについて論述しなさい。

【参考文献・参考 Web】

- (1) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）：我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性平成 29 年 4 月